

告示

埼玉県病院事業告示第八号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表特別病室の使用の項の次に次のように加える。

病院が表 示する診 療時間以 外の時間 における 診察	埼玉県立小児医療センター	一回につき	八、六四〇円

表非紹介患者の初診の項中「四、三二〇円」を「五、四〇〇円」に改める。